

佐賀県国民健康保険運営方針の概要

第1 基本的事項

1 策定の目的

県と市町が一体となり、国保の安定的な財政運営並びに市町の事業運営の広域化及び効率化を推進するための県内の統一的な方針として県が策定

2 策定の根拠規定

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条の2

3 対象期間

令和6年4月1日～令和12年3月31日までの6年間

第2 市町国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

1 医療費の動向と将来の見通し

・医療費の動向：一人当たり医療費 483,561円（令和3年度）

※全国3位

・地域差指数 1.207（令和3年度）※全国1位

・将来の国民健康保険財政の見通し

推計医療費 単位：百万円

区分	R6	R7	R8	R9	R10	R11
医療費適正化の取組を行う前の医療費	76,814	76,525	75,874	75,681	75,923	76,588
医療費適正化の取組を行った場合の医療費	75,722	75,435	74,792	74,601	74,838	75,492

被保険者数 単位：人

区分	R6	R7	R8	R9	R10	R11
推計ツール算出制度別被保険者数推計	159,557	157,395	154,757	152,119	149,481	146,843

一人当たり推計医療費 単位：円

区分	R6	R7	R8	R9	R10	R11
医療費適正化の取組を行う前の医療費	481,419	486,198	490,278	497,511	507,911	521,560
医療費適正化の取組を行った場合の医療費	474,577	479,273	483,286	490,409	500,852	514,098

出典：医療費適正化計画関係推計ツール

2 財政収支の改善に係る基本的な考え方

3 赤字削減・解消の取組、目標年次等

・削減・解消する赤字の定義、赤字削減・解消の取組 など

4 財政安定化基金の活用

・県国民健康保険特別会計で生じた決算剰余金を財政調整事業分へ積み立て、必要な場合に切り崩して活用することが可能

5 PDCA サイクルの実施

・PDCA サイクルの実施（市町国民健康保険事務打ち合わせなど）

第3 市町における保険税の標準的な算定方法及びその水準

の平準化に関する事項

1 現状の把握

・保険税算定方式、所得割、均等割、平等割の賦課割合、賦課限度額の設定状況 など

2 保険税水準の平準化（保険税率の一本化）

・令和2年10月16日開催の第10回連携会議において「令和9年度に保険税の一本化をすること（納付金ベースの統一）、令和12年度に完全統一」等を含め、一本化の最終形に合意
・令和3年度に各部会（総務部会、資格・給付部会、賦課・収納部会、電算部会）、「標準的保健事業検討委員会」を設立し協議

3 標準的な保険税算定方式等

・納付金の対象とする経費、県内統一の算定方式 など
・医療費水準の反映（ α の設定）：令和3年度0.7から段階的に移行し、令和9年度に0とする
・一本化に向けた歳入歳出の相互扶助：令和3年度の3割から段階的に移行し、令和9年度に10割とする
・過年度国保事業費納付金の精算：令和9年度以降は税収の完全相互扶助により、市町ごとの精算額を翌々年度の納付金に加算する

4 標準的な収納率等

・標準保険税率を算定する際に用いる標準的な収納率 など
・地方税法第717条を根拠とする保険税の減免は、県内市町統一して実施することとし、実施基準の策定等については市町と協議を継続する。市町が国保保険者として実施している保健事業の標準化について、市町と協議を行っている

第4 市町における保険税の徴収の適正な実施に関する事項

1 現状の把握

・保険税収納率の状況 96.66%（令和3年度現年度分）※全国2位

2 収納対策

・令和3年度の収納率の県平均96%を維持する。

第5 市町における保険給付の適正な実施に関する事項

1 現状の把握

・レセプト点検（2次点検）、療養費の支給、第三者求償 など

2 保険給付の適正化に資する取組

・レセプト点検（2次点検）、療養費の支給、第三者求償の適正化に関する事項

第3 県による保険給付の点検、事後調整

・保険給付の点検・不正利得の回収等

第4 高額療養費の多数回該当の取扱いに関する事項

・高額療養費の多数回該当の取扱いについて

第6 医療費の適正化の取組に関する事項

1 特定健康診査・特定保健指導の実施状況及び取組

・特定健康診査実施率 39.5%（令和3年度）
・特定保健指導実施率 61.1%（令和3年度）

2 糖尿病性腎症重症化予防事業の実施状況及び取組

3 後発医薬品の使用及び差額通知の実施状況及び取組

・後発医薬品割合 85.6%（全国平均 83.6%）

4 医薬品の適正使用に向けた取組の実施状況及び取組

・レセプトデータから対象者を抽出して分析を実施。また佐賀県薬剤師会、佐賀県医師会等連携し、重複服薬者等対象者に対する勧奨通知発送及びかかりつけ薬局への服薬相談の取組を実施

5 医療費適正化計画との関係

・佐賀県医療費適正化計画（第4期）との整合を図り、積極的に推進する

第7 市町が担う国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項

1 広域的及び効率的な運営の推進に向けた取組

・保険者事務の集約については、『遅くとも令和12年度には業務集約センターを設立し、業務を開始することを目指す』
・厚生労働省が推奨する市町村事務処理標準システムを導入し、順次、国保連合会が運用するガバメントクラウド上で共同運用を実施する。令和6年度：18市町 令和7年度：1市 令和8年度以降調整予定：1町

第8 保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策その他の関係施策との連携に関する事項

1 保健医療サービス・福祉サービス等との連携

第9 施策の実施のために必要な関係市町相互間の連絡調整、その他県が必要と認める事項

1 国民健康保険運営連携会議の設置

2 国民健康保険運営方針の見直し